

介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定について

平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始するにあたり、総合事業を行う事業所は、砺波地方介護保険組合で事業者の指定を受ける必要がありますので申請手続きを行ってください。なお、みなし指定を受けた事業所が、予防給付相当（現行の訪問介護・通所介護相当）のみを提供する場合には、今回、申請の必要はありません。

（1）みなし指定について

① みなし指定とは

新総合事業への移行に伴い、現行の予防給付の指定からの円滑な移行や市町村及び事業者の負担軽減を図るため、施行日前日（平成27年3月31日）において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスの事業者については、施行日当日（平成27年4月1日）に新総合事業による指定があったものとみなすこととなっています。（これを「みなし指定」といいます。）

また、平成27年4月1日以降に、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスの事業者の指定を受けているときは、新総合事業の指定事業者としてみなさないこととなっています。

② みなし指定の有効期間

みなし指定の有効期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。

なお、予防給付から総合事業への移行期間中である平成27年度から平成29年度までの間にあっては、予防給付（指定介護予防サービス事業者の指定）による指定の効力も残るため、みなし指定について「別段の申出」しない事業者については、総合事業の指定と、予防給付による指定の2つが効力が生じます。

③ みなし指定の有効期間満了後も事業を継続する場合

平成30年4月1日以降も事業を継続する場合は、組合から新総合事業の指定の更新を受ける必要があります。指定の更新を受ける場合の手続き等については、後日連絡いたします。

④ みなし指定の効力の範囲

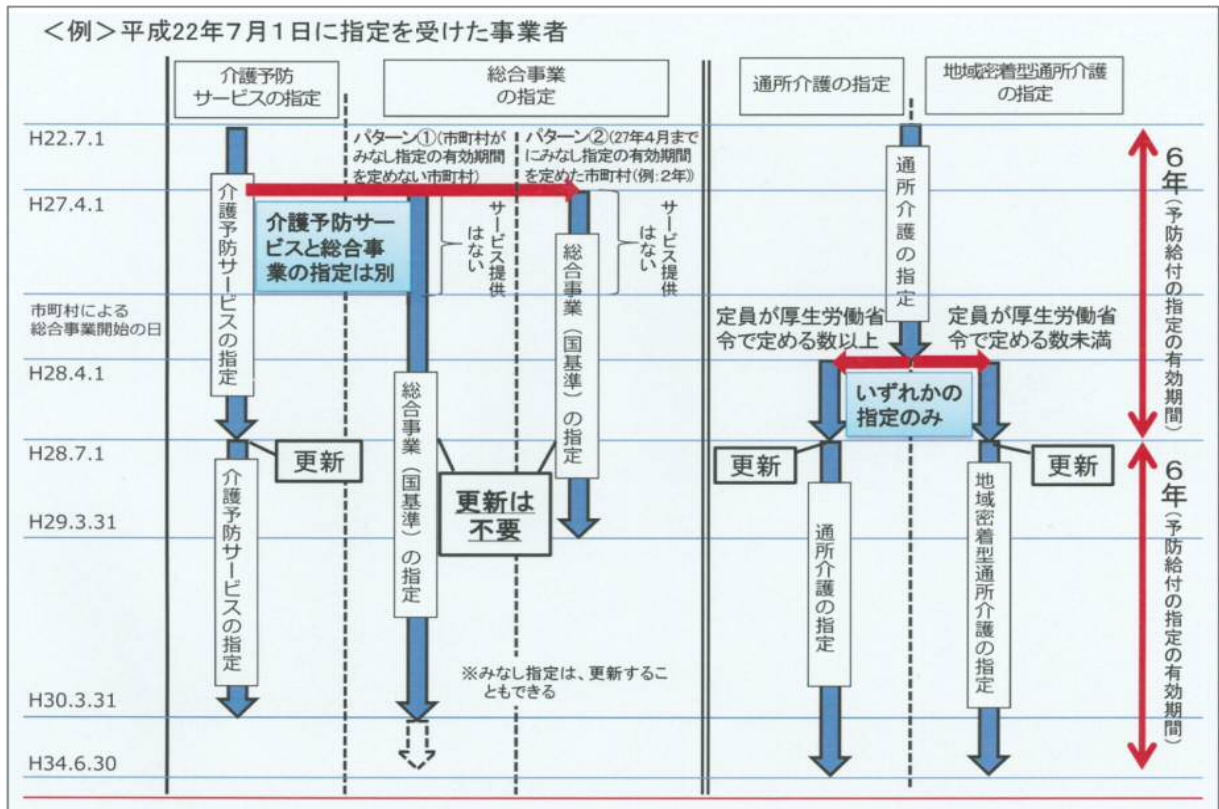
みなし指定は、現行の予防給付の指定からの円滑な移行のため、全市町村に効力が及ぶこととなります。現在利用している組管内（砺波市、小矢部市、南砺市）以外の被保険者はそのまま利用できます。

みなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、その効力は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶこととなりますので、組管内以外の市町村の被保険者が利用している事業所については、組合の指定更新とともに、他市町村の指定更新も必要となります。

(2) 総合事業と地域密着型通所介護のみなし指定について

総合事業への移行では、予防給付（介護予防サービス）と総合事業指定が並立します。地域密着型通所介護への移行について、定員数18人以下の事業所は地域密着型通所介護に移行します。

のみなし指定の有効期間は、総合事業が平成27年4月から3年間、地域密着型通所介護が平成28年4月から移行前の通所介護の有効期間が終了するまでとなります。



(3) 申請の手続きについて

① 今回申請が必要な事業所

- 平成28年4月1日以降、組合独自の緩和した基準（サービスA）を提供する事業所
- 平成27年4月1日以降に予防訪問介護または予防通所介護の指定を受けた事業所が、平成28年4月1日以降、予防給付相当（現行の訪問介護・通所介護相当）や組合独自の緩和した基準（サービスA）を提供する事業所

② 申請方法

組合ホームページから申請書等の必要書類をダウンロードし、添付書類を添えて組合に申請書を1部持参してください。

③ 提出期限

平成28年1月15日（金）（必着）

④ 提出書類

別紙のとおり